

# 個別労働紛争解決制度について

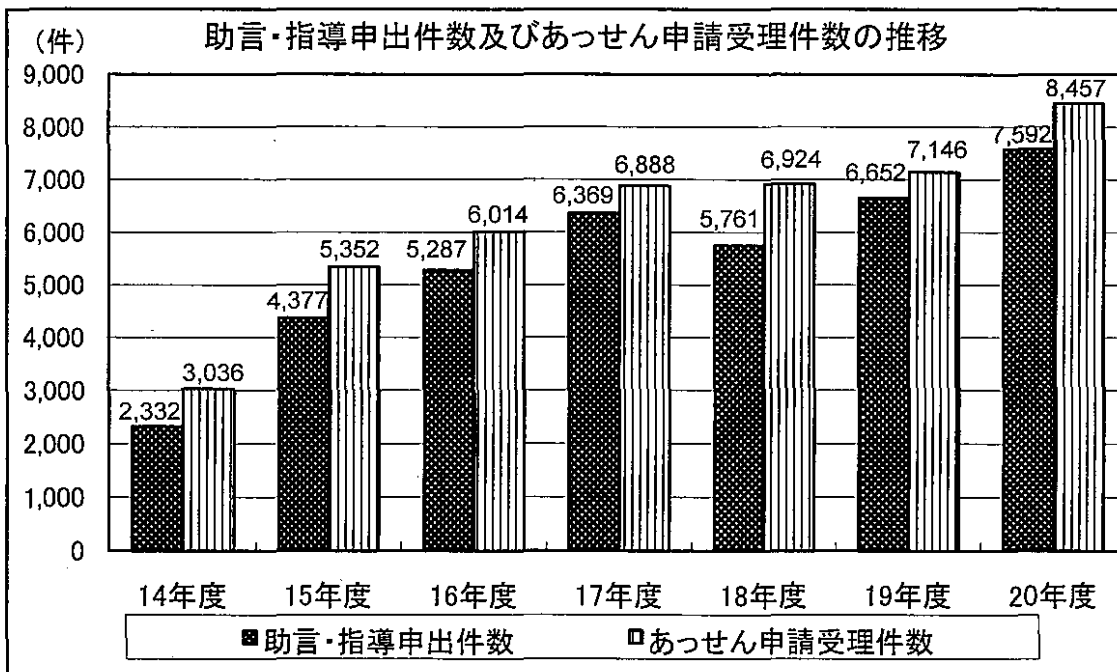
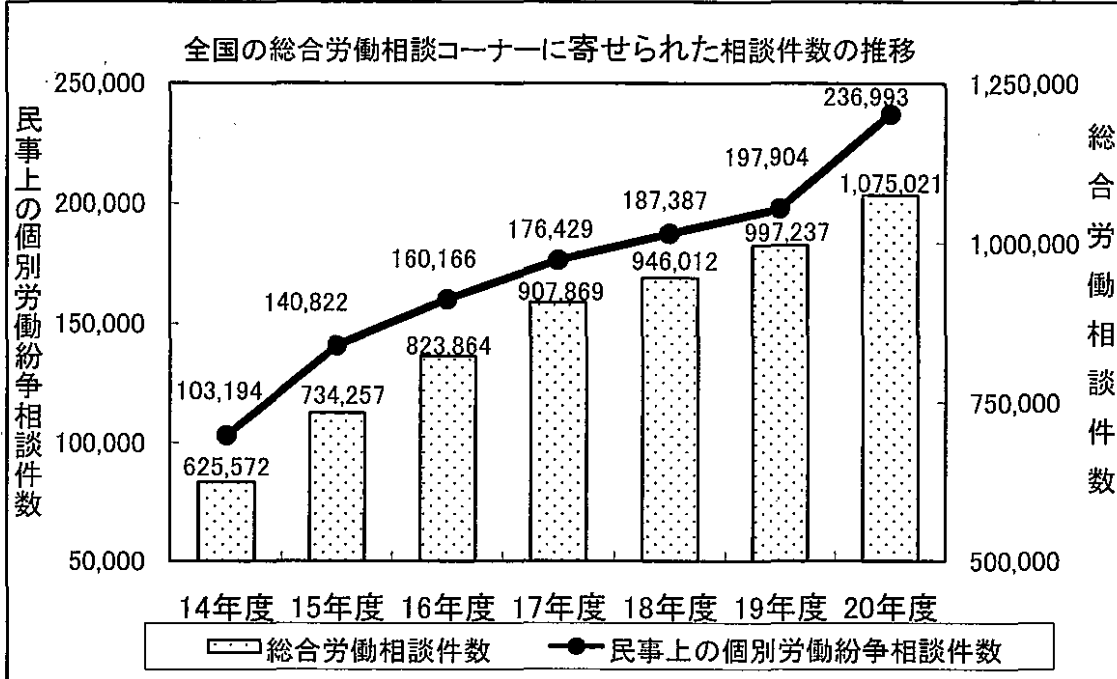
## <事業目的>

1. 労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、従来の「会社対労働組合」の集団紛争ではなく「会社対労働者個人」で解雇や労働条件引下げ、配転などをめぐる個別紛争が増加。
2. 裁判等は金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードル。
3. 不当な解雇や労働条件引下げなどによりいわれなく生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者の多くが「泣き寝入り」を余儀なくされることはあるべきでないし、社会全体のシステムとして全てを司法に持ち込むような在り方は現実的でない。
4. したがって、政府としても、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲（すなわち、強制力を持たない相談や助言、あっせんなどの形）で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」が真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要である。



## 個別労働紛争解決制度の実績

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、制度発足以降、景気回復期、悪化期を問わず個別労働紛争解決制度の利用が進んでいる。



このような中で、

1. 本制度の眼目である「簡易・迅速」性について、「助言・指導」の処理期間1ヶ月以内割合及び「あっせん」の処理期間2ヶ月以内割合それぞれ90%以上に保つことを目標とし、達成している（20年度実績はそれぞれ96.1%、92.2%）。
2. なお、コスト的には、本事業においては相談件数の伸びが予算・体制の伸びを上回っており、相談1件当たりコストは低下を続けている（16年度1,696円、17年度1,587円、18年度1,343円、19年度1,387円、20年度1,281円、21年度見込み1,285円、22年度見込み1,253円）。今後とも相談件数の増加が続くことが見込まれるが、効率化に努め、コストの肥大化が生じないようにしたい。

(予算担当部局用)

事業番号2-21

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	個別労働紛争対策の推進			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	一般会計：183	百万円	一般会計：275	百万円

事業予算についての論点等

- 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、個別労働紛争に関して、学識経験を有するあつせん委員からなる「紛争調整委員会」があつせんを行うもの。
- 一般会計が負担しているが、労使間の紛争解決に要する経費は、事業主が負担すべきものではないか。

(参考1) 都道府県労働局などに設置され、労働問題に関する相談や情報提供を行う「総合労働相談コーナー」に要する経費は、労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定から折半するかたちで支出。

(参考2) 事業費の全体像

(単位：百万円)

	21年度 当初予算額	22年度 概算要求額	
一般会計	183	275	⇒ 「紛争調整委員会」に要する経費
労働保険特別会計(労災勘定)	653	645	⇒ 「総合労働相談コーナー」に要する経費
労働保険特別会計(雇用勘定)	653	645	
合計	1,489	1,565	

施策・事業シート (要説明書)

担当府庁名	厚生労働省	実施名称	シルバー人材センター援助事業					
担当局庁名	職業安定局	上位計画名称	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること					
担当課・室名	高齢者雇用対策課	実施開始年度	昭和55年度					
関係する法律等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条から第48条	関係する通知・指図書	高年齢者等職業安定対策基本方針(平成21年4月1日付け厚生労働省告示第252号)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: )							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接)間接 (補助先: 都道府県シルバー人材センター連合、(社)全国シルバー人材センター事業協会) (実施主体: 都道府県シルバー人材センター連合、(社)全国シルバー人材センター事業協会)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )							
支出先が法人等の場合	役員総数(官庁OB役員数)	42/658	常勤役員数	21/41	非常勤役員数	21/617	監事等	3/98
	職員総数	7,477	内、官庁OB	188	役員報酬総額	101百万円	官庁OB役員報酬総額	31百万円
	経費金等の額	617百万円	内訳	退職給付引当資産等	今後の活用計画	退職金の支給等		
目的(何のための)	定年退職後等の高齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とする。							
対象(何/何を対象に)	定年退職後等の高齢者の希望に応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供するシルバー人材センター事業を対象としている。							
事業/制度内容(手段・手法など)	シルバー人材センター事業の適正な運営を図るため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高齢法」という。)第44条に基づき都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費について地方公共団体の補助金額を上限として補助(補助率1/2相当)することにより、高齢者の就業機会の確保などに資するものである。 また、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な事業運営の確保等を目的として高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人(社団法人全国シルバー人材センター事業協会)に対する補助(補助率1/2、10/10相当)を行う。							
コスト	平成22年度概算要求額		人件費					
	事業費	13,623 百万円	}	職員構成	概算人件費(平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	0 千円	0	人	
経費	13,623 百万円	臨時職員他		0 千円	0	人		
これまでの同様の事業項目の予算等(計画内/単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	13,408	20,349					
	H19(決算上の不用額)	467						
	H20(決算見込額)	12,842	20,100					
	H21(当初予算)	13,594	20,008					
	H21(補正予算)	-	-					
H22概算要求	13,623	13,367百万円以上						
平成22年度予算内訳(補助金の場合は負担割合等も)	都道府県シルバー人材センター連合運営費	11,890百万円	シルバー人材センター事業の運営に係る経費(補助率1/2相当)					
	シルバー人材センター充実化推進費	598百万円	市町村合併に伴い、シルバー人材センター拠点が統合された地域の会員に対して、従来通り就業を容易に行うことを可能にするための体制を維持するための経費(補助率1/2相当)					
	企画提案方式による事業費	615百万円	地方公共団体と連携し、教育、子育て、介護、環境の分野における事業を企画提案方式により実施するための経費(補助率1/2相当)					
	高齢者活用生活援助サービス事業費	85百万円	市区町村と連携し、地域の高齢者等の生活を支えるための生活援助サービスを実施するための経費(補助率1/2相当)					
	高齢者活用子育て支援事業費	178百万円	市区町村と連携し、就学前の幼児を対象とした育児支援などの事業を実施するための経費(補助率1/2相当)					
	全国シルバー人材センター事業協会補助	256百万円	シルバー人材センター事業の健全な発展を図るなど高齢法の指定を受けた法人の運営費(補助率1/2、10/10相当)					

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	シルバー人材センター援助事業		
担当局庁名	職業安定局	上位政策事業名	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	作成責任者	
担当課・室名	高齢者雇用対策課	事業開始年度	昭和55年度	課長 星 直幸	
事業/課題の 必要性	我が国の少子高齢化が急速に進展し、労働力人口の減少が懸念される中で、定年退職後等の高齢者に臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を提供し、高齢者の労働能力を活用することは、高齢者の職業生活の充実と福祉の増進を図るとともに、我が国の経済社会の活力の維持・発展に重要な役割を果たすものである。また、同時に家庭などからの地域の日常生活に密着した仕事により就業機会を提供することは、活力ある地域社会づくりに大いに寄与するものである。				
他府省、自治体等における類似事業	-				
他府省、自治体、民間等との連携・役割分担	シルバー人材センター事業は、国が責任を持って推進すべき重要な高齢者就業対策であるが、地域社会に密着した事業でもあることから、事業の目的を達成するため、シルバー人材センターの運営費等について、国と地方公共団体が応分(双方が補助率1/2相当)の負担をしている。 また、都道府県単位の「シルバー人材センター事業推進会議」を設置し、都道府県等の参画のもと、事業の推進に向けた方策の協議・検討を行うとともに、緊密な連携を図っているところであり、事業の活性化のための計画を策定し、そのフォローアップ等についても行っているところである。 さらには、平成20年度より、シルバー人材センターが地方公共団体と連携し、地方公共団体が策定したプランの実現のための事業を実施するなど、地域の活性化に向けた取組を行っているところである。				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	会員数	人	761,047	754,391	764,162
	就業延人員	人日	72,693,379	73,916,949	72,850,034
予算執行率		%	100.0	96.6	93.5
成果目標 (現状の成果及び今後 どのようにしたいか、 定量的な成果)	(現状の成果) シルバー人材センター事業については、平成20年度の就業率が80.9%となり、目標値である80%を上回り、就業機会の確保・提供体制は確実に広がっている。 (今後の方向性) 更なる高齢化の進展とともに、2012年にはいわゆる団塊の世代が65歳を迎えることを踏まえ、引き続き、就業機会の確保に取り組んでいくことが必要である。				
成果実績 (成果指標の目標達成 状況)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	就業率	%	82.9	83.2	80.9
事業/課題の 自己評価 (今後の事業/課題の方 向性、課題等)	シルバー人材センター事業は、平成20年度末において会員数約76万人となり、平成20年度の就業延人員も7,285万人日となるなど、着実に実施されているところ。 また、民間では採算ベースに乗らない家庭などからの臨時・短期的な仕事を受注することや地方公共団体との連携による事業の実施により、地域の相互扶助・活性化にも貢献している。 急速に進展する高齢化社会の中で、高齢者が就労をはじめとするシルバー人材センター事業への参加を通じて、生活の質の向上を図ることはもちろん、活躍の場の提供は、高齢者の健康と生きがいの充実にも寄与しているところである。				
比較対象 (仕組での類似事業 の例など)	-				
課題 (事業/課題の沿革、予 算の削減に向けた取組 等)	昭和50年にシルバー人材センターのさがりげとなる「高齢者事業団」が設立されたのを機に、同様の団体が全国で次々と設立された。 昭和55年、高齢者の多様な形態での就業機会の安定的な確保を図ることを目的に国庫補助制度が創設された。 昭和61年においては、シルバー人材センターの社会的役割を明確化し、活動の一層の活性化・定着化を目指すため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正し、シルバー人材センター事業が法的に位置づけられた。 平成8年、高齢法を一部改正し、シルバー人材センター連合に係る指定制度を創設。これにより従来の市町村ごとの区域での事業から、高齢者が全国各地でも就業機会の提供が受けられることとなった。 【予算の削減に向けた取組み】 シルバー人材センター事業の普及を図るため、高齢者に仕事を提供する活動拠点の拡充を図る一方で、予算の増加に繋がらないよう、1活動拠点当たりの補助金額の削減に取り組んできたところ。 この結果、運営費に占める国庫補助金の割合は低下し、現状では23.6%となっている(地方公共団体37.4%、自己財源39.0%)。 また、全国シルバー人材センター協会が高齢法第47条の規定に基づき実施している業務については、啓発活動事業及びワークプラザ奨励事業については廃止することとし、研修事業についても、その必要性について精査の上、縮小することとする。これに伴い、組織体制も見直すこととする(2名減)。これにより10月の概算要求額から59.4%の削減となる。 また、役員については、現任者の任期終了後において、厚生労働省OBの選任を行わないよう要請する。				

● シルバー人材センター事業について

- ・ 定年退職者等の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とする。
- ・ 具体的には、家庭、事業所、官公庁から、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員に提供し、会員は、実績に応じて、一定の報酬(配分金)を受けるものである。

● シルバー人材センターの現状(平成20年度)

会員数	764,162 人	
平均年齢	70.1 歳	
年齢階層	～64歳	14.5 %
	65～69歳	36.4 %
	70～74歳	30.8 %
	75歳～	18.3 %
就業延人員	72,850,034 人日	
1人あたりの月平均就業日数	9.7 日	
受注件数	3,412,906 件	
契約金額	319,767 百万円	
1人あたりの月平均配分金収入	37,792 円	

● シルバー人材センター事業運営費の財源(平成20年度)

(単位:百万円)

事業運営費	財源		
	国庫補助	地方公共団体補助	自己財源
53,680	12,663	20,100	20,917
100.0%	23.6%	37.4%	39.0%

# (社)全国シルバー人材センター事業協会補助の見直しについて

## ● 事業内容

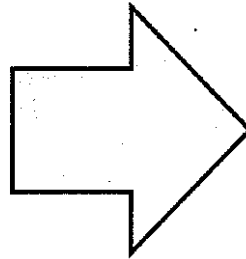
シルバー人材センター事業の健全な発展を図るため、次の事業を行う。

- ① 啓発活動事業…………… 広報誌の発行等
- ② 研修事業…………… シルバー人材センター連合及び拠点シルバー人材センター役職員を対象とする就業開拓や事業活性化を図るための研修を実施
- ③ 連絡調整及び指導その他援助事業…………… 経験交流会の開催等
- ④ 情報、資料収集・提供事業…………… 好事例の収集、提供
- ⑤ ワークプラザ奨励事業…………… 屋内作業所の設置促進

## ● 事業及び体制の見直し

### 【事業】

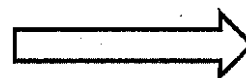
事業名
啓発活動事業
研修事業
連絡調整及び指導その他援助事業
情報、資料収集・提供事業
ワークプラザ奨励事業



見直し内容
全廃
研修事業 ・ 拠点職員を対象とした研修を廃止
連絡調整及び指導その他援助事業
情報、資料収集・提供事業
全廃

### 【体制】

職員数 11人
---------



職員数 9人(▲2人)
-------------

概算要求額(10月時点)合計 256,076千円

見直し後合計 103,893千円 ▲152,183千円  
(▲59.4%)

(予算担当部局用)

事業番号2-22

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	シルバー人材センター援助事業			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	13,594	百万円	13,623	百万円

事業予算についての論点等

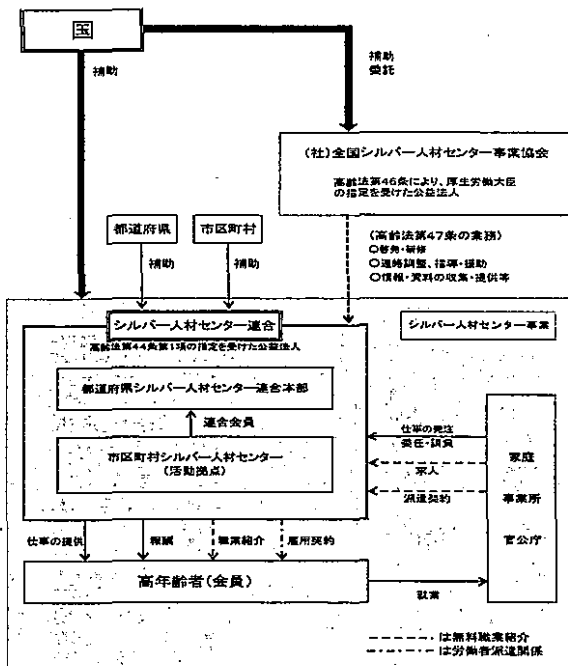
- 現行の補助スキームは、各都道府県のシルバー人材センター連合に対する運営費補助（国：1/2、地方公共団体：1/2）であり、実質的には人件費補助となっている。  
 (注1) 21年度交付決定ベース  
 ・シルバー人材センター連合運営費（117億円）  
 シルバー人材センター連合本部（全国47か所）⇒補助金5億円（うち人件費3億円）、人件費割合58%  
 シルバー人材センター連合活動拠点⇒補助金112億円（うち人件費83億円）、人件費割合74%
- これまで固定的に予算措置が行われてきており（16年度：141億円、21年度：136億円  
 で、年平均0.6%削減）、他の公益法人と同様に、会費収入の増や人件費、管理費の圧縮  
 などを行うことにより、補助金を圧縮する余地が大きいのではないか。
- 地方自治体の事業仕分けでも「不要」とされているところ。（兵庫県加西市HPより）

シルバー人材センター運営事業

■議事録(抜粋)

項目	内容
主な理由	◎不要 必要性が感じられない。内容を見てみると自立している団体である。 自立できている団体に補助の必要はない。 ◎加西市(民間委託) 民間でできるのであれば、将来は考えてもよい。
仕分け結果	◎不要 (内訳: 不要⇒4名、加西市(民間委託)⇒1名)

(参考) シルバー人材センター援助事業のスキーム



施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	8020運動特別推進事業					
担当局庁名	医政局	上位施策事業名	医療提供体制推進事業費補助金	作成責任者				
担当課・室名	歯科保健課	事業開始年度	平成12年度	歯科保健課長 日高勝美				
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		関係する通知、計画等	健康増進法「健康日本21」 食育基本法「食育推進基本計画」 今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上に関する検討会中間報告書 歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）							
	■補助金（ <u>直接</u> ・間接）（補助先：都道府県 実施主体：都道府県）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 （官庁OB/役員数）	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 （何のために）	・生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進を行うことで、80歳になっても自分の歯を20本以上を保つ社会を実現するために実施。 ・歯科保健医療対策として、国が都道府県に対して行う唯一の事業である。						
	対象 （誰/何を対象に）	・各都道府県がそれぞれの実情に応じて生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進に関する事業を実施することを支援し、国民の歯の健康づくりを推進。						
	事業/制度内容 （手段、手法など）	・小児期から高齢期までの各ライフステージにおいて歯科保健事業を実施することにより、生涯を通じた国民の歯の健康づくりを推進。 （主な事業例）幼児期・学童期：う蝕予防対策、食育に関する事業 等 成人期：歯周病予防対策、生活習慣病予防と食育に関する事業 等 高齢期：口腔ケア、摂食・嚥下に関する事業 等 ・各都道府県が地域における課題や事業の必要性等を検討して事業計画を策定。 ・提出された事業計画を厚生労働省において精査し、必要性が認められる事業に対してかかる経費の補助の実施。 ・事業年度終了後に各都道府県が実施事業について事業評価を含めた実績報告を実施。実績報告書に基づき、厚生労働省が補助経費の確定。						
コスト	平成22年度概算要求額		人件費					
	事業費	470 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事 職員数）	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	千円	人		
総計	470 百万円	臨時職員他		千円	人			
これまでの同様の予算 項目の予算額等 （財源内訳/ 単位百万円）	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	420						
	H19(決算上の不用額)	50						
	H20(決算見込額)	441						
	H21(当初予算)	470						
	H21(補正予算)	0						
H22概算要求	470							
平成22年度 予算内訳（補助金の場合 は負担割合等も）	・8020運動推進特別事業に必要な経費を、事業内容に応じて1/2または10/10補助。 ・内訳：報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費・広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料など。							

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	8020運動特別推進事業		
担当局庁名	医政局	上位施策事業名	医療提供体制推進事業費補助金	作成責任者	
担当課・室名	歯科保健課	事業開始年度	平成12年度	歯科保健課長 日高勝美	
事業/制度の必要性	<p>・8020運動が提唱され、当該事業が実施されてから、子供のむし歯の減少(12歳児むし歯の本数:平成11年2.92本→平成20年1.54本)など小児期における歯の健康状態は改善してきている。しかしながら、高齢者の歯の状況は、8020(ハチマル・ニマル)達成者は増加している(8020達成者率:平成11年約15%→平成17年約25%)ものの、4人に3人は20本未満であり満足に咀嚼できないことが危惧され、学童期以降(特に成人期や高齢期)の取り組み強化が必要とされている。</p> <p>・健康増進法、食育基本法に則した歯の健康づくり対策のため、各都道府県はこの補助金を活用し、様々な取り組みを行っており、支援を行わなければ都道府県の事業が困難となり、国としての歯科保健医療対策も皆無となるため、今後も国として一層の推進を行っていく必要がある。</p> <p>・さらに、民主党医療政策(詳細版)においても歯科医療改革が謳われており、歯科疾患の予防法や治療の調査研究の推進等生涯にわたる歯の健康の保持が提言されているところ。</p>				
他省庁、自治体等における類似事業	<p>・一部の自治体において、独自予算により歯科疾患予防に関する事業や歯の健康づくりに関する事業を実施しているところがある。他省庁において類似の事業はなし。</p>				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	<p>・歯の健康づくりについては、学校歯科保健を所管している文部科学省とも連携を図り、情報交換を行っているところ。</p> <p>・なお、当該事業が有効かつ効果的に活用されるように、各自治体職員を対象とするブロック会議・歯科保健推進研修会において、8020運動特別推進事業のあり方等について研修や意見交換を行っているところ。</p> <p>・都道府県における歯の健康づくりに関する中核的な取り組みとなっている本事業を国として支援することで、一体となった歯の健康の保持の推進が可能。</p>				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	実施箇所数(都道府県)	箇所	45	46	47
予算執行率		%	74.3%	89.3%	93.8%
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(現状の成果)</p> <p>・8020(80歳で20本以上の歯を保持する)をすべての国民が達成することを目標とし、様々な歯科保健対策が必要となることから、小児のう蝕予防等をはじめ歯科保健事業の実施を推進してきたところである。各種調査において、う蝕(むし歯)本数・有病者率の減少、8020達成者割合の増加が確認されており、本事業の成果が出てきているものと考えられるが、依然、成人期における歯周病の有病率は約8割で8020達成者割合は25%程度とまだまだ低く、すべての国民が歯の健康を保持しているとは言い難い。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>・国民の歯の健康の保持を推進するために、個別のライフステージに特化する対策ではなく、小児期から高齢期までの生涯を通じた歯の健康の保持の推進が期待される取組に重点を置く。WHOの口腔保健目標では、65歳以上の50%が20歯の機能歯を保有することが掲げられており、わが国も同様の観点から当面は8020達成者が約半数近くになるよう、本事業を展開していく必要がある。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	小児のう蝕(むし歯)本数・有病者率 ※H11年度 3歳 1.67本 37.8% 12歳 2.92本 76.6%	数 %	3歳 1.06本 26.7% 12歳 1.71本 56.5%	3歳 1.01本 25.9% 12歳 1.63本 55.0%	3歳 集計中 12歳 1.51本 53.2%
	歯肉に所見を有する(歯石の沈着、病的な歯周ポケットの形成等)者の割合	%	20~24歳 H11年度 70.8% → H17年度 76.2% ※6年毎調査 25~29歳 H11年度 77.6% → H17年度 74.7% 30~34歳 H11年度 80.5% → H17年度 80.3%		
	20本以上の歯を有する者の割合	%	75~79歳 H11年度 17.5% → H17年度 27.1% ※6年毎調査 80~85歳 H11年度 13.0% → H17年度 21.1% 85歳~ H11年度 3.0% → H17年度 8.3%		
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>・8020達成者割合の増加は本事業の成果が出てきているものと考えられるが、依然、成人期における歯周病の有病率は約8割で8020達成者割合は25%程度とまだまだ低いことから、本事業を引き続き継続する必要がある。</p> <p>・国民の歯の健康の保持を推進するために、個別のライフステージに特化する対策ではなく、小児期から高齢期までの生涯を通じた歯の健康の保持の推進が期待される取組に重点を置く。WHOの口腔保健目標では、65歳以上の50%が20歯の機能歯を保有することが掲げられており、わが国も同様の観点から8020達成者が約半数近くになるよう、本事業を展開していく必要がある。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	<p>WHOにおける口腔保健目標 「65歳以上の50%が20歯の機能歯を保有するようにする」</p>				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>(制度の沿革)</p> <p>平成元年 8020運動の提唱。 平成12年 都道府県を実施主体とした8020運動特別推進事業の開始。 平成14年 健康増進法の成立 健康日本21における歯の健康に関し具体的な目標として8020達成者率を設定。 平成17年 食育基本法の成立 食育基本法において口腔機能の維持を提言。 平成18年 「平成17年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が調査開始以来、初めて20%を超えた。 平成18年 今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上に関する検討会中間報告書において、「8020運動は都道府県における歯科保健の中核的役割を担うべき」と提言。 平成22年 歯科保健と食育の在り方検討会報告書において食育推進に係る歯科保健医療関係者の教育研修を提言。</p> <p>(予算の削減状況について)</p> <p>平成12年 500,080千円 平成14年 540,080千円 平成18年 500,080千円 平成19年 470,000千円</p>				